

(社福) 大阪市東成区社会福祉協議会 就職面接時整容準備事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、東成区内に居住する職業についていない者が、新たに就職するための面接を受けるにあたり、生活困窮等の事由により、必要な衣料品等を準備できない場合に、その給付をはじめとする整容準備を行い、自立した生活を営めるよう支援を行うことを目的とする。

(予算)

第2条 この事業にかかる予算は、共同募金配分金等によるものとする。

(対象者)

第3条 この事業は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者を対象とする。

- ① 東成区内に居住しており、生活再建を目ざし就職面接を受けるための整容準備が困難な者。
- ② その他、区社会福祉協議会会長が特に必要と認めた者。

(給付にかかる手続き)

第4条 この事業による支援を必要とする者（以下「支援対象者」という。）が、給付申請を行う際の手続きは、次のとおりとする。

- ① 支援対象者は、区社協職員もしくは社会福祉施設等の支援担当者（以下「支援者」という。）に相談し、生活再建に向けた目標を設定する。
- ② 相談を受けた支援者は、相談受付カード（様式1）を作成し、東成区社会福祉協議会事務局長（以下「事務局長」という。）宛て、支援に必要な衣料品等の給付申込をする。
- ③ 給付申込を受けた事務局長は、その相談内容を確認したうえで給付を決定する。
- ④ 支援者は、その支援の緊急性により、この手続きを経ずに給付申込することができる。ただし、その場合は給付後速やかに相談受付カード（様式1）を作成することとする。

(整容準備支援内容)

第5条 整容準備支援にかかる内容は、次のとおりとする。

- ① 就職面接に必要なスーツ、シャツ、ベルト、靴等の一式（30,000円まで）とする。
- ② 整髪や入浴など就職面接にあたり必要となる整容支援。
- ③ 衣料品等の給付を受けた者もしくは支援者は、受領書（様式2）を提出する。
- ④ 支援者は、就職面接に向けた整容準備等の支援を行い、面接結果等を事務局長宛て報告する。

(給付の回数)

第6条 この事業による衣料品等の給付については、1人一回までとする。ただし、就職面接時に必要な準備等の支援は、その限りではない。なお、その場合も、支援者は相談受付カード(様式1)を作成し、生活再建に向けた継続的な支援を行うこととする。

(衣料品等の調達)

第7条 給付する衣料品等は、区社協職員もしくは支援者が支援対象者と相談し調達する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、就職面接時整容支援に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月 1日から施行する。